令和5年5月

自転車マナーアップ強化月間

実 施 要 綱

1目的

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上等を促進することにより、 自転車利用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。

2 期 間

令和5年5月1日(月) ~ 令和5年5月31日(水)

毎月10日は「県民交通安全の日(※)」です。

(※)地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日。

3 重点目標

- 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- 自転車乗車時のヘルメット着用の推進
- 自転車の安全で適正な利用及び自転車保険加入の推進



4 推進方法

推進機関・団体は、相互に連携して、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項の周知徹底を図ります。また、多くの県民が月間の取組に参加できるよう、テレビ、新聞、SNS等を活用した広報啓発の推進に努めます。

具体的推進項目

利用者は…

- 自転車は**車の仲間**です。原則として**車道の左側**を通行しよう。
- 自転車に乗る時は、**ヘルメットを着用**しよう。
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認を徹底しよう。
- 夜間はライトを点灯しよう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止を徹底しよう。
- 万が一の事故に備えて**自転車保険**に必ず加入しよう。

家庭・地域・学校では…

- 全ての年代を対象に自転車のヘルメット着用を推進しよう。
- 自転車の点検整備を徹底しよう。
- 家庭において、自転車の交通ルールやマナーについて安全教育を行おう。





宮崎県交通安全対策推進本部

「ヘルメット着用」「自転車保険加入」で自分の身を守りましょう

■令和4年中の自転車事故件数

自転車事故 413件(県内全ての交通事故の約1割を占める)

内訳 死者2名 負傷者399名 ※死傷者数は自転車乗車中に死傷した人数

■全年代で「ヘルメット着用」が努力義務になりました!

改正道路交通法で令和5年4月1日から努力義務化されました。ヘルメット非着用時の致死率は、着用時の 約2.2倍です。また、ヘルメット非着用で亡くなった人のうち、約6割が頭部を損傷しています(H29~R3年計)。









ツバのあるものや帽子型など、 さまざまなヘルメットが販売さ れています。

■「白転車保険加入」は県条例で義務化されています!

過去には、兵庫県で、男子小学生が加害者となる事故に対し、9,521万円の高額賠償事例が発生しています。 自転車保険には、自動車保険や火災保険等の特約、クレジットカードの付帯保険のほか、コンビニやネットで 手軽に加入できるものもあります。万が一に備えて、自転車損害補償保険等に加入しましょう。

令和4年度 交通安全ポスターコンクール 入賞作品

中学生の部 佳作 椎

愛莉さんの作品



自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、 安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- 5ヘルメットを着用

宮崎県交通事故相談所のご案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故 相談所を開設しています。(電話相談可)

- ◆ 場所 県庁1号館4階 宮崎市橘通東2丁目 10 番1号 **1** 0985-26-7039
- 相談日時 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時~正午、午後1時~午後3時半

安全運転相談のご案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、認 知症や一定の病気のある方、運転に不安を感じている方、その家族 等からの相談を受け付けています。(秘密は厳守します)

- 相談窓口 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前 10 時~午後 5 時
- 宮崎運転免許センター20985-24-9999(音声案内2番)
- 都城運転免許センター20986-25-9999(直通)
- 延岡運転免許センター20982-33-9999(直通)
- 安全運転相談ダイヤル #8080
 - ⇒ 平日 午前8時30分~午後5時15分